



学校だより NO. 7

新ひだか町立高静小学校

一 誠

150周年



学校の教育目標

- よく考え進んで学ぶ子
- 明るく心の豊かな子
- しょうぶでたくましい子

令和4年 5月25日

1年生を迎える会

5月12日(木) 2・3時間目に「1年生を迎える会」が行われました。コロナ禍において、体育館に全校児童が集まれない中、1年生が、2年生以上の学級で準備した各お店をまわる形で実施しました。1年生だけでなく子ども達の満面の笑みが印象的でした！

PTA 総会 (書面審議) 結果

4月に実施した、PTA 総会 (書面審議) は書面審議により承認されましたのでご報告いたします。375世帯中250世帯の提出があり、うち146世帯が全て承認。104世帯が委任でした。規約により承認されました。

遠足に行ってきました！

5月2日(月)には、学年ごとに遠足に行ってきました！朝まで降った雨も、みんなが出発するころには、いい天気となり、最高の遠足日和となりました。いい思い出になりました。

今年も学校の畑を学校東隣の木田久雄さん(本校児童の祖父)がトラクターで耕してくださいました。本当にありがとうございます。さっそく活用を始めました。収穫が楽しみです！



6月行事予定

1日(水)	運動会総練習	16日(木)	内科検診3年 研修日
3日(金)	運動会前日準備(全学年4時間 授業 給食無し) 最終下校 12:20 下校バス 12:30	17日(金)	内科検診2年
4日(土)	150周年記念 運動会 (12:00下校 給食なし) *運動会は別紙で案内配布。	20日(月)	町家庭学習強化週間 内科検診(1年)
6日(月)	振替休日(お休み)	21日(火)	歯科検診(3年1組、5年)
9日(木)	職員会議 内科検診6年	23日(木)~ 24日(金)	5年生宿泊学習 (国立青少年自然の家)
10日(金)	内科検診5年	27日(月)	保護者面談①(全校5時間授業)
13日(月)	内科検診4年 6年生租税教室(2・3・4時間目)	28日(火)	保護者面談②(全校5時間授業) 歯科検診(1年、3年2組)
14日(火)	図書貸し出し(高)	29日(水)	保護者面談③(全校5時間授業)

～運動会について～別途案内文書が出ていますので、そちらでご確認ください。

*昨日配付しましたご案内文書に、**運動会当日の下校バスの出発時刻を 12:10 と記載しておりましたが、12:15**でした。修正してお詫びいたします。

裏面に、学校で定めている「いじめ防止基本方針」(抜粋)を印刷していますので、ご確認ください。

新ひだか町立高静小学校いじめ防止基本方針（抜粋）

平成26年4月1日制定
（平成30年5月1日改訂）

「いじめ防止対策推進法」の第13条の規定により、この基本方針を定める。

1 いじめ防止基本方針を定める意義

本校では、全ての教職員が、「いじめは、どの学校、どの学級でも、そして誰にでも起こり得るものである」という基本認識に立ち、全校児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように組織的に取り組むために「新ひだか町立高静小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめに対する本校の基本認識

（1）いじめの定義

いじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係がある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」であり、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立って行うものである。

（2）いじめの多様性のとらえ

「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生していることがあったり、善意に基づく行為であったりしても意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながるなど、いじめの原因や経過は多様であるとの認識に立って、その防止や早期の発見・解消に取り組む。

（3）いじめの解消のおさえとその確認

①いじめが解消している状態は、以下の2点によりとらえる。

○いじめに係わる行為（被害児童が心理的又は物理的な影響を受ける行為が、原則3ヶ月以上止んでいる状況にあること。

○被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。

②いじめ解消の確認

○被害児童及びその保護者に対する面談等による。

3 いじめ防止・解消のための基本姿勢

（1）「いじめをしない、させない、許さない」雰囲気づくりと、「見逃さない」体制づくりに努める。

（2）学校は、いじめの被害児童を徹底的に守る立場に立つ。

（3）児童一人ひとりの自己存在感・自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

（4）いじめの早期発見のために、定期的なアンケート調査を行い、きめ細かな観察、声かけなど様々な手段を講じる。

（5）いじめの早期解消のために、当該児童の安全を保障するとともに、保護者との連携を重視し校内はもとより関係機関・団体、専門家などと協力して指導に当たる。